

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 6 5 5 号)

平成 2 1 年 1 1 月 1 3 日

横 情 審 答 申 第 655 号

平 成 21 年 11 月 13 日

横浜市代表監査委員

川 内 克 忠 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年8月28日監監第383号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「情報公開制度上の専決者の役職名、氏名および直通電話を記録した文書」の非開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市代表監査委員が、「情報公開制度上の専決者の役職名、氏名および直通電話を記録した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「情報公開制度上の専決者の役職名、氏名および直通電話を記録した文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が平成20年7月7日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 情報開示請求に対する開示等の決定については、横浜市代表監査委員規程（昭和42年12月横浜市監査委員達第2号。以下「本件規程」という。）第4条第2項にて代表監査委員の専決事項と規定している。したがって、本件異議申立てに係る「専決権者」は代表監査委員ということになるが、情報開示請求に対する開示等の決定に係る専決権者が誰であることを明示して作成した名簿等はない。よって、本件申立文書を作成しておらず、保有していないことから、条例第10条第2項に基づき非開示とした。
- (2) なお、本件請求を受け付けた際、市民活力推進局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）の職員から異議申立人（以下「申立人」という。）に対して、
 - ア 情報公開の開示等決定に係る専決権者が誰であることを直接示した文書は存在しないと思われること
 - イ 市民情報センターの配架資料である横浜市事務決裁規程等と「平成20年度経営責任職運営責任職等名簿」を併せて見れば、専決権者の役職名、氏名及び電話番号は基本的に分かるので、開示請求の手続をとらなくても足りるのではないかと説明したが、申立人はあくまでも開示請求を行う意思を示して開示請求書を提出

した。このような経緯から、申立人は、情報公開の開示等決定に係る専決権者又は決裁権者が明示され、その役職名、氏名及び直通電話の分かる名簿類を請求しているものと判断し、「平成20年度経営責任職運営責任職等名簿」など、専決権者である者の職、氏名及び電話番号は記載されていても情報公開の開示等決定に係る専決権者であることが明示されていない文書については本件請求の対象行政文書として特定しなかった。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、氏名、住所、印影を除きすべて開示せよ。
- (2) 詳しい処分理由説明を受けて理由を述べる。
- (3) なぜ、作成、取得、保存していないのか。その理由が付記されていないから、文書不存在に対する異議申立理由を具体的かつ適切に述べることができない。
- (4) 横浜市の情報公開制度では、市民情報室が各専決権者に対して請求対象文書の特定から処分に至るまで具体的指示を出し、行政処分内容に干渉し専決権を侵害している。
- (5) 審査会答申第542号を悪しき前例として、明確な異議申立理由を記載しなければ却下処分をし諮問手続をとらない実施機関が出現するおそれがあるから、異議申立権の権利保全のためにも、処分理由の付記は必要不可欠である。
- (6) 文書の存否は、情報公開制度上の最重要事項であるから、不存在原因を適正手続で検証しその検証過程を処分通知書の処分理由として記載する義務がある。
- (7) このように本件処分の意思決定の判断過程には、適正手続による判断を怠る不作為があり、また、条例上の判断基準ではなく市民情報室の指示を判断基準とするとの不可解な判断基準を文書不存在の判断基準としているように見える。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

一般に、行政庁の補助機関が内部的委任を受けて行政庁の名において決定（決裁）を行うことを専決といい、専決規程で専決事項や専決権者が規定されることが多い。本件請求の開示請求書には、請求に係る行政文書の名称又は内容として「情報公開制度上の専決者の役職名、氏名および直通電話を記録した文書」と記載され

ており、この記載からのみでは情報公開制度における専決権者の役職名、氏名及び電話番号が記録されている行政文書は本件請求の対象となり得るとも考えられる。しかし、実施機関は、本件請求の受付の際の申立人とのやり取りから、申立人は、情報公開の開示等決定に係る専決権者又は決裁権者が明示され、その役職名、氏名及び直通電話の分かる名簿類を請求しているものと判断したと主張している。そこで、当審査会で本件請求の際に対応した職員から受付時の状況を詳しく確認したところ、次のとおりであった。

ア 申立人は、各実施機関の専決権者に直接連絡をとりたい旨の発言をした上で本件請求を行った。

イ 本件請求を受け付けた職員が、市民情報センターで一般の閲覧に供されている横浜市職員録、経営責任職運営責任職等名簿、横浜市例規集等による情報提供を申し出たが、申立人はこれを拒否した。

ウ 申立人は、一つの文書から情報公開制度上の専決権者が誰であるかが確認できた上で、その役職名、氏名及び電話番号がまとめて記録されているものを請求している趣旨の発言をしていた。

エ 本件請求を受け付けた職員から、申立人が請求した情報をまとめた一覧表を市民情報室で作成し情報提供することを提案したが、申立人はこれを拒否した。

また、アからエまでの経緯を踏まえて開示請求書の備考欄には「情報公開制度上の専決者としての役職名、氏名、直通電話の情報が載っている文書と確認した」と記載されていることが認められた。

これらのことから、当審査会としても本件申立文書は、情報公開の開示等決定に係る専決権者又は決裁権者がどの役職の者にあるのかが確認でき、かつ、その者の役職名、氏名及び電話番号が記載された単一の行政文書であると解することとする。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件請求の内容を不足なく満たす行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、以下検討する。

イ 横浜市監査事務局行政文書管理規程（平成12年3月横浜市監査委員規程第1号）第6条では、事案についての最終的な意思の決定は、原則として行政文書によって行うものとされており、また、代表監査委員の職務については本件規程で定められている。実施機関の説明では、情報公開の開示等決定については、本件規程第4条第2項の規定により、代表監査委員の専決事項として取り扱っている

とのことである。

ウ 通常、職員が情報公開の開示等決定の事務を進めていく際に決裁権者又は専決権者がどの役職の者にあるのかを確認することはあるとしても、その者の氏名や電話番号といった情報までもが必要となることは考えにくく、仮に必要となった場合でも横浜市職員録等で確認することで足りると考えられる。実施機関において前記イのような考え方に基づいて開示等決定の決裁処理が行われていることと併せて考えると、実施機関が情報公開の開示等決定に係る専決権又は決裁権がどの役職の者にあるのかが確認でき、かつ、その者の役職名、氏名及び電話番号が記載された単一の行政文書を作成する実務上の必要性は認められず、また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情も認められなかった。したがって、本件申立文書を保有していないという実施機関の主張に不合理な点は認められない。

エ 申立人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年8月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年9月10日 (第133回第二部会) 平成20年9月11日 (第131回第一部会) 平成20年9月16日 (第66回第三部会)	・諮問の報告
平成20年10月24日 (第136回第二部会)	・審議
平成20年11月14日 (第137回第二部会)	・審議
平成21年9月3日 (第155回第二部会)	・審議
平成21年9月29日 (第156回第二部会)	・審議
平成21年10月9日 (第157回第二部会)	・審議
平成21年10月23日 (第158回第二部会)	・審議